

平成二十二年六月二日

青森県教育委員会第七百三十七回定例会

期 日 平成二十二年六月二日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

| | | |
|--|---------------------------|----------|
| 一 議 案 | | |
| 議案第一号 | 平成二十三年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案 | 1 |
| 議案第二号 | 平成二十三年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案 | 3 |
| 議案第三号 | 学校職員の人事について | (非公開の会議) |
| 議案第四号 | 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について | 4 |
| 議案第五号 | 議案に対する意見について | (非公開の会議) |
| 二 その他 | | |
| 平成二十三年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の高等学校家庭科の 受験資格について | | 6 |
| 職員の懲戒処分状況について | | 8 |

三 閉 会

議案第一号

平成二十三年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十三年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十三年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。

(一) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、一人、前期選抜一校一学科、後期選抜一校一学科に出願できる。

(二) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(三) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(四) 前期選抜、後期選抜とも、当該校に設置されている学科間で第二志望を認める。

(六)(五) 前期選抜の合格者は、後期選抜を受検できない。

連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。

(一) 前期選抜の実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とし、後期選抜の実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の三教科とする。

(二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第二号

平成二十三年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十三年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十三年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。
- 二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせ、総合的に評価し、行うものとする。
- 三 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第四号

青森県スポーツ振興審議会委員の人事について

青森県スポーツ振興審議会委員の人事を次のとおり行う。

山長工吉伊佐木川大戸柳蝦木相出月大
内崎藤岡藤木藤村島澤塚谷名村坂町永坂
昭敦美武昭隆信陽 文徳一幸良美
政義子男子子美昭武昭透学子二文子男子子義政
保彦郎則栄昭透学子二文子男子子義政

青森県スポーツ振興審議会委員に任命する
任期は平成二十二年七月六日から

平成二十四年七月五日までとする

平成二十二年七月六日

青森県教育委員会

[その他]

平成23年度青森県公立学校教員採用候補者 選考試験の高等学校家庭科の受験資格について

1. 受験資格に調理師資格を付した理由

- ① 調理師免許を取得し、関連する職に就きたいという生徒の進路志望実現を図ることが必要
- ② 高等学校の調理師養成施設には1名以上の調理師かつ教員免許所持者の配置が必要
- ③ 県立高等学校の家庭科教諭**74名**のうち調理師免許所持者は**2名**、調理師養成施設の機能を将来的にも維持していく必要があることと人事異動の固定化の解消

(参考)・これまでの高校家庭科過去10年間の採用人数等について

| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 実 施 | ○ | ○ | | ○ | | | | | | ○ |
| 採用人数 | 1 | 3 | | 1 | | | | | | 1 |
| 応募人数 | 59 | 55 | | 48 | | | | | | 32 |

※ 学級減等により、調理師免許のない高校家庭科教員の採用は難しい状況

2. 一般選考で募集することとした理由

- ① 一般選考の中で他の校種の受験者と同じ試験内容を課すことにより、より客観的に家庭科教員としての資質を見極めることが可能となると考えられるため。
- ② 青森県はもとより全国から人材を得るためには、一般選考によるほうが広く周知されると考えられるため。

(参考)・他縣市(奈良県・大阪市)でも一般選考の事例がある

3. 事前周知が困難な理由について

- ① 教員採用試験の募集教科・科目、人数、資格等の実施方法については、前年度の教員の人事異動結果や退職見込数などの様々なことを勘案した上で、毎年度決定し、4月下旬に公表していることから、次年度以降の教員採用試験の実施方法等を予め決定し、事前にお知らせすることは、極めて難しい状況にある。

(参考) ・ 5月6日、7日に家庭科免許を取得できる県内3大学を含む県内7大学に職員を派遣し、平成23年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験においては、調理師養成施設を維持する必要があるため、調理師資格を付したことと中学校家庭科、特別支援学校(中・高)家庭科の募集はあるため、大学新卒者の受験は可能であること等を説明。

4. これまでの対応

- ① 4月26日に概要資料及び前年度との比較資料を提示しながら、募集教科・科目、採用見込数、受験資格等について記者発表を行い説明するとともに、青森県教育委員会のホームページに掲載。
- ② 5月21日、県議会文教公安常任委員会において、調理師資格を加えた理由、事前周知、今後の対応などについての質疑が行われ、理由等について説明を行う。
- ③ 5月21日、広く県民の皆様に説明する必要があることから、今回の募集背景などに関するお知らせとして青森県教育委員会のホームページに掲載。

[その他]

職員の懲戒処分の状況
平成22年6月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 事務職員（22歳 男性）
- ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
- ・平成22年1月28日（木）午前1時27分頃
 - ・東津軽郡平内町内の国道
 - ・最高速度60km/hのところ、91km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成22年5月28日